

保育施設を利用できる方

保育所や認定こども園での保育を希望し、保育認定（2・3号認定）を受けるためには、以下の「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

- 就労している（就労の形態は問わないが、一時預かりで対応可能な短時間労働は除く。）
- 疾病にかかっている、もしくは負傷している
- 精神、身体に障がいがある
- 同居の親族を常時介護している
- 災害復旧中
- 就学中

※以下の理由に該当する場合は保育の利用期間に制限があります。

- 妊娠中、または産後間もない（出産または出産予定日の前2カ月および出産後3カ月）
- 求職活動中（90日間）
- 育児休業中（育児休業対象児の出産後1年を経過する日の属する月の末日まで）

出生前の仮申し込みも可能です！

- 対象者 令和7年2月1日までに生まれる予定のお子さんと、4月から保育所などの利用を希望する方
- 申込書類 健康福祉課に用意してあります。
- 申込方法 申込期間内に後述の申込窓口まで提出してください。（※名前は空欄で提出）
- 申込窓口 健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212

施設見学について

感染症対策のため、施設見学を希望する場合は、あらかじめ各園へお問い合わせください。

- ひがしね保育園 ☎ 85-5218
- さくらの保育園 ☎ 87-0081
- 愛真こども園 ☎ 85-3160
- よつばこども園 ☎ 85-0084

★愛真こども園・よつばこども園ではオープンスクールを開催します。

期日：愛真こども園 10月2日（水）

よつばこども園 10月1日（火）

時間はいずれも午前10時30分～11時30分を予定しています。

※申し込み・問い合わせは、各園までお願いします。

利用の申し込みについて

■対象者

- ・町内に住所がある方で、令和7年4月から新たに利用を希望する方
- ・現在利用中の施設から他施設へ転園希望の方
- ・認定こども園を利用中で、新たに認定区分（保育認定・教育認定）を変更したい方

※町外の施設に入所希望の方も、はじめに白鷹町こども家庭センター係へご相談ください。

※現在利用中の施設を引き続き利用される方は、今回の申込期間内での手続きは不要です。

■申込方法 ①申込用紙での窓口申請または②電子申請のどちらかで申請してください。

◆従来どおり申込用紙を窓口提出していただく方法のほかに、令和7年度入所分から、マイナポータルのぴったりサービスを使った電子申請も可能になります。

①申込用紙での窓口申請の場合、申込期間内に、後述の申込窓口まで申込書と添付書類を提出してください。申込書類は、各施設および健康福祉課に用意してあります。町HPからもダウンロードできます。

②電子申請の場合、健康福祉課こども家庭センター係にお問い合わせください。

■申込窓口

2・3号認定 ⇒ 健康福祉課こども家庭センター係
1号認定 ⇒ 各施設

※延長保育と一時預かり保育の申し込みは各施設にて随時受け付けています。



年度途中入所（4月入所以外）をご希望の方へ！

年度途中での入所の申込みは随時受け付けておりますが、利用調整に時間を要するため、遅くとも入所希望月の3カ月前までには健康福祉課こども家庭センター係にご相談ください。（出生前の仮申し込みも含まれます。）

なお、入所を希望される月の施設の状況などにより利用施設を調整させていただくため、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

申込期間

10月1日(火)~31日(木)
午前9時~午後5時(※土日祝を除く)



令和7年4月からの 新入園児と転園希望児を募集します

問い合わせ 健康福祉課こども家庭センター係 ☎ 86-0212

保育所 (対象区分：2号・3号認定)

施設名	認定区分	定員	対象児童 (R7.4.1現在)	開所時間 (延長保育含む)	特別保育サービス	バス
ひがしね保育園 ☎85-5218	2・3号	60	0~5歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育	○
さくらの保育園 ☎87-0081	2・3号	130	0~5歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育	○

※バスの運行につきましては、利用希望人数により検討する場合があります。

認定こども園 (対象区分：1号・2号・3号認定)

施設名	認定区分	定員	対象児童 (R7.4.1現在)	開所時間 (延長保育含む)	特別保育サービス	バス
愛真こども園 ☎85-3160	2・3号	70	0~5歳	午前7時~午後7時	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育	×
	1号	10	満3~5歳			
よつばこども園 ☎85-0084	2・3号	40	0~5歳	午前7時15分~ 午後6時45分	延長保育、一時預かり保育、 乳児保育	○
	1号	10	満3~5歳			

認定区分ってなに？

2・3号認定 (保育認定)

- 保育所を利用する場合や認定こども園で保育を希望する場合に該当

1号認定 (教育認定)

- 子どもが満3歳以上で幼稚園を利用する場合や認定こども園で教育を希望する場合に該当
- 保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが利用可能
- 休園日は、土・日曜日、祝日、夏・冬・春休み期間 (期間中は預かり保育を実施)

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳までのすべてのお子さんおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償となっています。

令和4年4月から、白鷹町では保育料無償化を実施し、国の制度の対象となっていないお子さんについてもすべて無償としています。

副食費についても無償とし、子育て世帯への支援を行っています。

※延長保育、一時預かり保育につきましては利用料が発生します。